第五次
守谷市子ども読書活動推進計画(案)

（令和９年度から令和１３年度）

守谷市教育委員会

令和９年３月

守　谷　市　民　憲　章

わたしたちは、利根・鬼怒・小貝の清流と豊かな緑につつまれた歴史と伝統に輝く守谷の市民です。

この郷土を愛し、健康で明るく住みよい文化都市を目ざして、ここに市民憲章を定めます。

１．水と緑に親しみ、自然を愛し、美しいまちをつくります。
１．豊かな心を育て、体をきたえ、健康なまちをつくります。
１．教育文化をたかめ、個性をのばし、うるおいのあるまちをつくります。
１．明るい家庭をきずき、きまりを守り、平和なまちをつくります。
１．互いに助け合い、責任を果たし、生きがいのあるまちをつくります。



目　　次

はじめに

第１章　第四次計画の成果と課題　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
　１　第四次計画の取組　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
　２　第四次計画の成果と課題　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
　３　総括　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１
　４　第四次計画の行動目標実績　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

第２章　第五次計画の基本方針等・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５
　１　子どもの読書活動の意義　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５
　２　計画策定の趣旨　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５
　３　基本方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６
　４　計画の対象　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７
　５　計画の期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７
　６　基本方針と主な取組　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８

第３章　子どもの読書活動推進のための方策　・・・・・・・・・・・　１９
　１　乳幼児の読書活動の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１９
　２　小中学生の読書活動の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０
　３　多様な子どもたちに対する読書活動の推進　・・・・・・・・・・　２３
　４　家庭における読書活動の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・　２５

第４章　方策の効果的な推進に必要な事項　・・・・・・・・・・・・　２６
　１　推進体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６
　２　第五次計画における行動目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・　２７

資料編　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３１
　１　子どもの読書活動に関するアンケート調査・・・・・・・・・・・　３２
　２　市内子ども読書活動実施施設に関するアンケート調査・・・・　５６
　３　子どもの読書活動の推進に関する法律・・・・・・・・・・・・　６４
　４　子どもの読書活動の推進に関する法律に対する衆議院文部科学
　　委員会における附帯決議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６６

はじめに

守谷市では、平成 19 年 3 月に「守谷市子ども読書活動推進計画」を策定して以来、四次にわたり計画を策定し、子どもたちがあらゆる機会と場所において、自主的に読書活動を行えるよう取り組んできました。ボランティアの協力によるおはなし会の開催や、図書館と学校図書館の連携による読書環境の充実、電子書籍の導入などを通じて、子どもたちがおはなしや本に触れる機会を広げてきました。

第四次計画では、ブックスタート事業による乳幼児期からの読書支援や、小中学校における朝の読書、学校司書の配置や読書活動の支援、ブックトークの実施などを進めました。また、学校図書館の貸出資料数が増加したほか、読書補助具の配備や電子書籍の活用など、すべての子どもがそれぞれの状況に応じて読書に親しめる環境づくりにも取り組んできました。こうした取組を通じて、乳幼児期から学校生活まで、子どもたちが本と出会い、読書に親しむ機会の充実が図られました。

一方で、スマートフォンやタブレットなどの情報通信機器の普及、動画配信サービスや SNS の浸透により、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。その結果、年齢が上がるにつれて読書時間の確保が難しくなるといった課題も見られます。しかし、こうした情報があふれる時代だからこそ、自ら考え、豊かな感性や表現力、想像力を育む読書の意義は、これまで以上に高まっています。今後は、読み聞かせやおはなし会など、人とのふれあいを通じた読書体験を大切にしながらも、電子書籍などのデジタル技術を適切に活用し、子どもたちが自分に合った方法で読書を楽しめる環境を整えていくことが求められています。

本計画では、第四次計画の成果と課題を踏まえ、国や県の計画を勘案しながら、子どもの発達過程や特性に応じた取組を進めます。家庭、保育所（園）、幼稚園、学校、図書館などが地域とともに連携・協力し、子どもたちが身近な場所で本と出会い、読書の楽しさを感じ、自ら進んで本に親しむ習慣を身に付けられる環境づくりを目指します。今後とも、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました関係者の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様に、心より感謝申し上げます。

子ども読書活動推進におけるこれまでの経緯

区分	時　期	内　容
国	平成 12 年	「子ども読書年」採択
国	平成 13 年 12 月	「子どもの読書活動の推進に関する法律」制定
国	平成 14 年 8 月	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定
県	平成 16 年 3 月	「いばらき子ども読書活動推進計画」策定
市	**平成 19 年 3 月**	**「守谷市子ども読書活動推進計画」策定**
国	平成 20 年 3 月	第二次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定
県	平成 22 年 1 月	「いばらき子ども読書活動推進計画（第二次推進計画)」策定
市	**平成 25 年 2 月**	**「第二次守谷市子ども読書活動推進計画」策定**
国	平成 25 年 5 月	第三次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定
国	平成 26 年 6 月	「学校図書館法の一部を改正する法律（学校司書の配置等)」の改正
県	平成 27 年 3 月	「いばらき子ども読書活動推進計画（第三次推進計画)」策定
市	**平成 28 年 6 月**	**電子図書館サービス開始**
国	平成 29 年 3 月	幼稚園教育要領、小学校及び中学校学習指導要領の改訂
市	**平成 29 年 5 月**	**「第三次守谷市子ども読書活動推進計画」策定**
国	平成 30 年 4 月	第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」策定
国	平成 30 年 5 月	「著作権法（教育機関における権利制限規定等)」の改正 「学校教育法（デジタル教科書使用)」の改正
市	**平成 31 年 4 月**	**「わくわく子育て王国もりや」実現に向けた第一次学校教育改革プラン策定**
国	令和 元年 6 月	「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）の制定
国	令和 2 年 7 月	「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」（第一期）策定

市	**令和 3 年**	**GIGA スクール構想によるタブレット端末整備**
国	令和 3 年 5 月	「著作権法（図書館関係の権利制限規定等)」の改正
県	令和 4 年 3 月	「いばらき子ども読書活動推進計画（第四次推進計画)」策定
市	**令和 4 年 3 月**	**「第四次守谷市子ども読書活動推進計画」策定**
国	令和 5 年 3 月	第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定
国	令和 6 年 6 月	「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（教科書バリアフリー法)」の一部改正
国	令和 7 年 3 月	「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」（第二期）策定
県	令和 8 年 3 月	「いばらき子ども読書活動推進計画（第五次推進計画)」策定

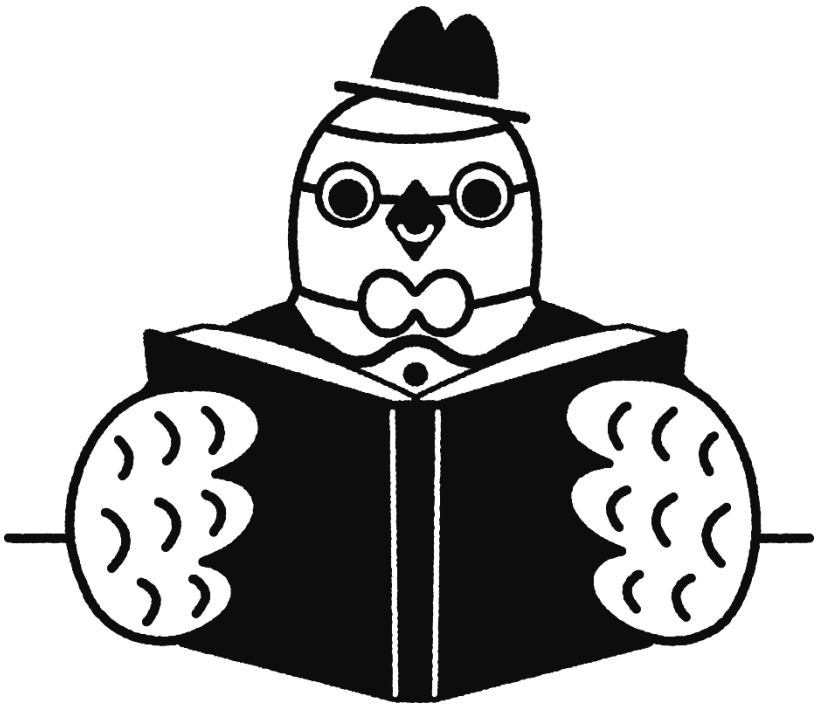
第１章　第四次計画の成果と課題

１　第四次計画の取組

「第四次計画」では、「第三次計画」の成果と課題を踏まえ、守谷市における更なる子ども読書活動の推進を図るため、大きく２つの柱を設定し取り組みました。

〔１〕発達段階に応じた読書習慣の形成
〔２〕読書への関心を高める取組

令和 4 年度以降は、社会経済活動が再開し、その後新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症移行に伴い、各種事業の制限が段階的に緩和され、おはなし会をはじめとする対面型イベントやブックスタート※1 事業が本格的に再開されました。一方で、コロナ禍で進んだ電子書籍の活用やオンライン発信などのデジタル化の成果を活かしつつ、対面による温かみのある読書体験と新たな技術を融合させた、多様な読書環境の再構築が進んだ期間となりました。



※1　絵本を通じて親子のコミュニケーションを促す活動。守谷市では、3～4 か月児健康診査の際に実施している。

２　第四次計画の成果と課題

〔１〕乳幼児の読書活動の推進

【行動内容及び成果】

（１）乳幼児の読書活動推進のための取組

① ブックスタート事業の実施
● 新規ボランティアの募集、研修及び調整により、ブックスタートの継続実施に努めました。令和 2 年度に一時低下した参加率は、その後 100%前後で推移しており、対象となる全ての家庭に絵本を届ける体制が確立されています。
② 保育所等・子育て支援施設への読書活動の支援
● 施設側の搬送負担を軽減するため、希望施設には直接配送による団体貸出（ブックパック事業）を実施し、保育現場で日常的に本に触れられる環境の維持に努めました。 ● 一般市民向けの配布に先立ち、各施設へリサイクル資料を優先提供し、除籍本や寄贈本の有効活用による蔵書確保を支援しました。
③ 育児コンシェルジュ※2 による子どもや保護者への支援
● 育児相談や読み聞かせを実施しました。令和 4 年度以降、感染症の影響により実施件数は減少しましたが、個別のニーズに応じた支援を継続しました。
④ 絵本や物語に親しむ活動の実施
● 図書館とボランティア、各施設との連携体制を強化し、日常的に物語に触れる機会の創出に努めました。ボランティアによるおはなし会の実施先は着実に広がり、市内の多くの施設で子どもたちが読み聞かせを通じた豊かな体験を共有できる環境が整いました。
⑤ ボランティア活動促進への支援
● 各施設でのおはなし会実施回数の増加に伴い、ボランティアへの資料・備品の貸出数も増加しました。これに対応するため、管理方法を従来の紙台帳から図書館システムへ移行しました。貸出状況や期限の可視化により、限られた備品を多くの団体が効率的に共用できる体制を整えました。 ● 新たな担い手を募る「養成講座」と、既存ボランティアの技術向上を図る「育成講座」を計画的に実施しました。

※2　乳幼児を連れた利用者を対象に、本の紹介や、図書館利用のお手伝いをするスタッフ。守谷中央図書館では、平成 29 年度から配置している

（２）家庭における読書を支援する取組

① 読み聞かせ等の大切さや意義を伝える活動の実施
● 読み聞かせ等の大切さや意義を伝える活動を実施する施設は、33 施設に達しました。あわせて、家庭へ絵本の貸し出しを行う施設が着実に増加したことで、身近な場所で本を借り、家庭で読書を楽しむ習慣の定着を後押ししました。
② 保護者へのおすすめ本の情報提供
● 「子育て支援だより」による月齢に応じたおすすめ情報の提供を継続し、保護者が迷わず本を選べる環境を整えることで、家庭での読み聞かせをサポートしました。

【現状と課題】

ブックスタート事業については、参加率が 100％前後で推移しており、全ての家庭に絵本を届ける体制が定着しています。一方で、育児コンシェルジュによる読み聞かせや相談件数は、感染症の影響による対面機会の制限等から減少し、目標値に届きませんでした。今後は、対面によるきめ細やかな支援を再構築するとともに、デジタルツールを併用し、多様なライフスタイルの保護者へ情報を届ける工夫が必要です。

保育所等・子育て支援施設への支援では、団体貸出を利用する施設率や、施設側での読み聞かせ実施割合が目標を下回る結果となりました。背景として、保育現場の多忙化により、資料の搬送や読み聞かせ時間の確保が困難な状況が考えられます。配送による貸出支援（ブックパック）の周知をさらに徹底するなど、施設が無理なく読書活動を継続できる仕組みづくりが今後の課題です。

おはなしボランティアによる活動は、実施施設数が 29 施設と、目標である 20 施設を大きく上回る成果を上げています。しかし、ボランティアによる支援への依存度が高まる一方で、ボランティア自身の高齢化や、活動が特定の人員に集中する懸念もあります。今後も質の高い活動を継続していくためには、既存ボランティアへの支援だけでなく、新たな担い手が参加しやすい環境整備や、ボランティアと各施設が円滑に連携できる体制の強化が重要です。

〔２〕小中学生の読書活動の推進

【行動内容及び成果】

（１）読書のための設備の充実

① 学校図書館資料の充実
● 児童生徒数の急増に伴い図書標準未達成校が２校残るものの、学校図書館資料の利用状況や内容の適切性を踏まえた蔵書整理を進め、不要資料の除籍をしました。これにより、限られたスペースを有効活用し、児童生徒がより利用しやすい図書館環境の整備を図り、成果を得ることができました。
② 備品等の管理
● 学校図書館の利用環境を維持するため、備品の状況確認を継続的に実施し、安全性や利便性の向上を図りました。
③ 備品・設備等の予算措置
● 校舎改修工事を実施した学校では、学校と協議を重ねながら学校図書館の備品や設備を整備し、学習や読書活動に適した環境づくりを進めました。

（２）読書のための環境の充実（児童生徒へのアプローチ）

① 学校図書館のための計画的な活用
● 学年や学級の実態に応じて学校図書館を活用する機会を設け、児童生徒が継続的に学校図書館を利用できる環境づくりを進めました。
② 読書時間の確保
● 市内 13 校全てで朝の読書時間を確保し、児童生徒が日常的に読書に親しむ機会を継続して提供しました。
③ 読書目標を達成した児童生徒への表彰
● 多くの児童生徒が年間読書目標を達成し、表彰制度を通じて読書意欲の向上を図ることができました。
④ 放課後子ども総合プラン※3への図書の提供
● 放課後子ども総合プランへの団体貸出を継続し、令和 7 年度の貸出冊数は 1,612 冊（令和 6 年度 1,568 冊）となり、前年度を上回りました。

※3　守谷市では、文部科学省の補助事業である「放課後子ども教室」事業と、こども家庭庁の補助事業である「放課後児童クラブ」事業とを連携させ、小学生を対象とした総合的な放課後対策事業を「放課後子ども総合プラン」として推進している。

⑤ ブックトーク※4 の実施
● ブックトークの実施回数は年々増加し、目標値を上回る実績となりました。児童生徒が本に興味を持つきっかけづくりとして定着するとともに、学校図書館の利用促進にもつながっています。また、学校司書を対象とした研修を継続して実施したことで、学校司書が自らブックトークを実践するなど、児童生徒の読書活動の充実につながりました。
⑥ イベントや企画の充実
● 実施件数には年度ごとの変動が見られるものの、各学校で特色を生かした本の展示や特集コーナーの設置、読書イベント等を工夫して実施したことで、全体として目標値を大きく上回る成果を上げることができました。
⑦ 友だちからの図書紹介活動の実施
● おすすめ本紹介カードの作成や読み聞かせなど、児童生徒同士が本を紹介し合う活動を実施し、令和 7 年度は 13 校中 11 校で取組が行われました。

（３）児童生徒の読書への関心を高めるための人づくり

① 学校司書の勤務体制の維持
● 学校司書の勤務体制を維持し、学校図書館の円滑な運営や読書活動、授業支援を継続して実施することができました。
② 学校司書研修の実施とコミュニケーション機会の提供
● 学校司書を対象とした研修を実施し、選書やブックトーク、図書の修理等に関する知識・技能の向上を図りました。また、学校司書同士が情報交換を行う機会を設けることで、各校の取組や課題を共有し、学校間の連携強化につながりました。
③ 学校図書館を活用するための研修
● 学校図書館部会※5 等において、学校図書館の活用に関する研修や情報共有の機会が設けられ、教職員の理解促進が図られました。
④ 学校図書館担当者間の連携の強化
● 学校図書館部会や司書教諭、学校司書、図書館との情報共有や連携を図り、学校図書館運営や読書推進に関する理解を深めました。

※4　一定のテーマに沿って本を紹介する。多くは、図書館、学校等で子どもたちに対して図書館員、教員、学校司書等により行われる。

※5　市内小中学校の司書教諭で構成され、学校図書館の運営や読書活動の充実に向けて、情報交換や事例共有、研修、課題の検討等を行う部会。

⑤ 情報モラル・著作権の研修
● 教職員に対し、情報モラル等に関する教職員向け研修が実施され、ICT を活用した教育活動に必要な知識の習得が図られました。
⑥ 図書館との連携による学校図書館充実のための研修
● 学校図書館運営や授業づくりに関する情報共有や研修を通して、教職員の学校図書館に対する理解促進が図られました。

（４）本に親しむためのネットワークの充実

① 学校への団体貸出
● 学校への団体貸出を継続し、団体貸出冊数は目標値を上回りました。また、中央図書館休館に伴い、令和 7 年 9 月から単元ブックパック※6 の運用へ移行し、学校への資料提供を継続しました。
② 学校間相互利用の促進と協力体制の充実
● 学校間相互利用を通じて児童生徒の学習活動を支援するとともに、各校において児童生徒のリクエストに応じた蔵書の充実が図られたことで、自校で対応できる機会が増加しました。
③ 守谷市デジタルミュージアム※7 の活用
● 守谷市デジタルミュージアムに子どもページを新設して子どもが地域資料に親しめる環境を充実させるとともに、電子版社会科副読本の学校への周知を進めるなど、デジタルコンテンツの活用促進に向けた基盤づくりを進めることができました。
④ 児童生徒へのスムーズな図書情報の提供
● 学校ホームページに中央図書館や各学校図書館の蔵書検索ページをリンクし、児童生徒が図書情報にアクセスしやすい環境づくりを図りました。
⑤ 電子書籍導入の検討
● 「タブレット版ぽけっと図書館※8」の活用を支援するとともに、令和 8 年度から守谷市電子図書館との連携を開始し、移行ボタンを設置するなど利用環境の整備を図りました。

※6　教科書の単元に沿ったテーマの本を集めた、学校用の団体貸出パック。

※7　デジタルアーカイブの検索・閲覧を行うためのプラットフォームシステム。守谷市の郷土資料等をデジタル化し公開している。

※8　子どもたちが自ら多角的に本を探すことができる、学校図書館蔵書検索システム。通称「ぽけとしょ」。

【現状と課題】

本施策では、学校図書館を児童生徒の読書・学習の場と位置づけ、その活性化と読書環境の充実を図るため、資料整備や学校司書配置、読書活動の推進、教職員への研修などに取り組んできました。

計画的な資料整備により、児童生徒が利用しやすい学校図書館の環境が整い、市内全校で朝の読書継続や年間読書目標達成を通じて読書習慣の定着が進みました。ブックトークや読書イベントも目標を上回り、児童生徒が本に親しむ機会が充実しています。また、学校司書を継続配置し、専門性の向上を図ることで、学校図書館サービスが充実しました。さらに、中央図書館との連携により、団体貸出や相互利用を通じた学習支援、デジタルコンテンツ活用環境整備を進め、電子図書館連携も開始しました。

一方で、児童生徒数増加による学校図書館図書標準を満たしていない学校があるほか、放課後子ども総合プランへの団体貸出は目標に達していません。また、児童生徒による図書紹介や図書館活用研修は、教育課程や学校行事との調整が必要となるため、学校間で実施状況に差が見られます。GIGA スクール構想※9 の進展に伴い、学校図書館には紙の図書の充実に加え、多様な情報活用を支える役割が求められており、学校司書や教職員の専門性向上、学校図書館機能のさらなる充実と環境整備を推進していく必要があります。さらに、電子版社会科副読本などのデジタルコンテンツや電子図書館の活用促進には、中央図書館が学校との連携を深め、ニーズに応じた情報提供や活用支援に取り組む必要があります。

※9　全国の児童生徒一人に 1 台の端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する文部科学省の取組。GIGA は「Global and Innovation Gateway for All」の略。

〔３〕全ての子どもに対する読書活動の推進

【行動内容及び成果】

（１）全ての子どもに対する読書活動推進の取組

① 全ての子どもへの資料提供の推進
● 地域の支援施設との連携により、子どもたちが普段過ごす身近な場所で本に触れられる環境が広がりました。施設側での積極的な資料活用が進んだことで、図書館への来館が難しい子どもたちに対しても、読書の楽しみを届ける仕組みが確立されました。
② 図書館サービスの周知
● 電子図書館の活用促進のため、「読み放題パック※10」を利用したゲームを考案し、「図書館新聞 号外」としてポスターを作成・各校へ配布しました。遊びの要素を取り入れることで、子どもたちが電子書籍に親しむきっかけを作りました。 ● 児童エリアにおいて、子どもの動線や視点に合わせて随時配置を工夫できる啓発ボードを活用しました。書架やテーブルなど、子どもが本に触れる様々な場所で電子図書の魅力を紹介することで、デジタルコンテンツを身近に感じてもらうきっかけ作りを推進しました。
③ 電子書籍の充実
● 電子図書館では児童向けの「読み放題パック」を導入・更新し、児童書の拡充と併せて、学校や家庭で複数人が同時に読書を楽しめる環境を整えました。
④ 読書補助具※11 の設置
● リーディングトラッカー※12 の設置を段階的に進めました。令和 4 年度に中央図書館及び全小学校、令和 5 年度に全中学校への設置を完了しました。 ● 令和 6 年度には、放課後子ども総合プランや子育て支援施設に向けて、図書館で自作したリーディングトラッカーと啓発資料を送付し、広く設置と活用を呼びかけました。

※10 同時アクセス数（利用者数）に制限のない電子書籍。

※11 視覚障がい、高齢による視力の低下、読み書き困難（ディスレクシア）などにより、本や書籍を読むことが困難な人をサポートする道具や機器の総称。

※12 本や文書を読むときに読みたい 1 行だけを残して、前後の行を隠すための読書補助具。

【現状と課題】

全ての子どもへの資料提供については、障がい児通所支援事業所への団体貸出冊数が大幅に伸長し、学校での特性に合わせた資料提供も着実に実績を重ねるなど、支援を必要とする子どもたちへ本を届ける体制が前進しました。今後は、これらの資料がさらに有効に活用されるよう、個別のニーズに応じた選書支援を継続するとともに、学校司書等との情報共有を一層深める必要があります。

読書環境の整備については、電子書籍の児童書拡充や、小中学校全校等へのリーディングトラッカーの配備により、読書を支える「資料」と「道具」の両面で基盤が整いました。今後は、これらの補助具や電子書籍の「アクセシビリティ機能（文字拡大、音声読み上げ等)」について、子どもや保護者、教職員へのさらなる周知・啓発を図り、個々の特性に応じた読書スタイルを定着させていくことが課題です。

〔４〕家庭における読書活動の推進

【行動内容及び成果】

（１）家庭での読書活動及び図書館利用の促進

① 家庭教育講座※13等での読書活動の促進や図書館利用の周知
● 生涯学習課と連携し、家庭教育の場として親子で本に親しむ講座を継続的に開催しました。家庭での読書習慣の重要性を伝えるとともに、図書館の活用方法について周知を図りました。 ● 子育て支援センターとの協働により、「パパの読み聞かせ講座」を開催しました。父親の育児参画を促すと同時に、家族で絵本に親しむきっかけを提供しました。
② 読書への関心を高める事業の実施
● 子どもたちが楽しみながら本に触れる機会を創出するため、多様な体験型事業を展開しました。「わんちゃんと一緒に読書」では、セラピー犬に対して本を読み聞かせる体験を通じ、読書に苦手意識のある子どもでもリラックスして音読を楽しめる環境を提供しました。また、絵本作家を招いた読み聞かせ会やワークショップを開催し、プロの表現に触れながら、自分でも創作を体験することで、ふだんの読書とは一味違う、本への興味や関心を深める機会を提供しました。

【現状と課題】

家庭における読書活動の推進については、対面での講座やイベントを通じて啓発に努めてきました。今後は、多忙な保護者や多様なライフスタイルを持つ世帯に向けて、より「届きやすい」情報発信のあり方を検討する必要があります。また、子育て支援アプリ等のデジタルツールを効果的に活用し、家庭での読書の意義や具体的な実践方法をタイムリーに伝えていく工夫が求められます。

さらに、家庭内での読書習慣を定着させるためには、行政による支援だけでなく、地域全体で子どもを見守る視点が必要です。家族で本を介して交流する「家読※14（うちどく）」の理念を浸透させるとともに、地元の書店等と連携した「本を手に取りやすい環境づくり」を推進するなど、民間とも協力した多角的なアプローチの構築が課題です。

※13　子育て・家庭教育に関する学習機会の提供の場。守谷市では、平成 21 年度から健全な児童生徒の育成を目指し、親（養育者）としての自覚や意識を高め合うことを目的に実施している。

※14　「家庭読書」の略語で、家庭内での読書を通じて家族のふれあいを深めることを目的とした読書活動。

３　総括

令和４年３月に策定された「第四次計画」に基づき、子どもの発達過程や特性に応じた読書活動を推進するため、家庭、地域、学校、図書館等が連携して取組を進めてきました。

乳幼児については、ブックスタート事業や保育所等への団体貸出、おはなしボランティアによる読み聞かせなどを通じ、子どもが本に触れる機会の充実を図りました。小中学生については、学校図書館資料の整備や学校司書の配置、朝の読書、ブックトーク等を継続するとともに、中央図書館と学校との連携による読書・学習環境の充実を図りました。また、全ての子どもが読書に親しめるよう、障がいのある子どもへの資料提供や電子書籍、読書補助具の整備を進めるとともに、家庭における読書活動についても、講座やイベント、「家読」等を通じた取組を進めました。

一方で、保育現場の多忙化や学校ごとの取組状況の差、学校図書館資料の不足、デジタルコンテンツの活用など、引き続き取り組むべき課題も残されています。また、子どもを取り巻くデジタル環境や生活様式の変化を踏まえ、読書活動の推進においても新たな取組が求められています。

第五次計画では、第四次計画で進めてきた取組を踏まえ、子ども一人ひとりの読書への関心や発達過程、特性等に応じた読書活動を推進するとともに、デジタル化や生活様式の変化にも対応しながら、子どもが読書に親しむ機会をさらに広げていく必要があります。

第四次守谷市子ども読書活動推進計画の行動目標実績

行動目標の達成状況

施策実現のための具体的な取組については、目標値に対する令和7年度の達成度合を以下4段階で評価しています。

A 期待以上の成果（100%以上）

B 概ね期待どおりの成果（80～99%）

C 期待した成果を下回っている（50～79%）

D 期待された成果があがっていない（50%未満）

具体的な取組		指標	R1	R2	R4	R5	R6	R7	目標値	達成状況	備考	所管
乳幼児の読書活動の推進	（1）乳幼児の読書活動推進のための取組											
	ブックスタート事業の実施	ブックスタート事業の参加率	99%	77%	100.7%	99.6%	100.0%	99.2%	100%	A		図書館
	保育所等・子育て支援施設への読書活動の支援	団体貸出利用施設率	11%	23%	37%	38%	44%	46%	50%	A		保育所等 のびのび子育て課 図書館
		貸出冊数	235冊	533冊	1,112冊	1,294冊	1,143冊	1,481冊	1,000冊	A		
		リサイクルブックフェア参加施設数	3施設	2施設	15施設	13施設	13施設	15施設	10施設	A		
	育児コンシェルジュによる子どもや保護者への支援	読み聞かせなどの件数	1,295件	1,286件	1,113件	1,011件	884件	306件	1,500件	D	中央図書館休館に伴い、R7.7～コンシェルジュ業務休止。	図書館
	絵本や物語に親しむ活動の実施	読み聞かせ実施施設の割合	100%	86%	69.8%	71.4%	84.6%	92.3%	100%	A		すくすく保育課 のびのび子育て課 保育所等
		おはなし会の開催施設数	13施設	5施設	8施設	28施設	29施設	27施設	20施設	A		
	ボランティア活動促進への支援	おはなし会実施回数	146回	42回	160回	232回	217回	256回	150回	A		図書館
		資料・備品の貸出数	1,460点	376点	1,231点	1,370点	1,704点	1,722点	1,500点	A		
		講座の開催回数	3回	0回	4回	4回	4回	1回	3回	D	R7.7～中央図書館休館(R8.8/25～)に伴い、一部開催休止。	
	（2）家庭における読書を支援する取組											
	読み聞かせ等の大切さや意義を伝える活動の実施	実施施設数	―	新設	27施設	28施設	33施設	35施設	39施設	B	R8年度の幼保施設数は35（地域枠なしの企業内保育を除く）。	すくすく保育課 保育所等 図書館
		絵本の貸出施設数	―	新設	5施設	8施設	11施設	11施設	15施設	C		

第四次守谷市子ども読書活動推進計画の行動目標実績

具体的な取組		指標	R1	R2	R4	R5	R6	R7	目標値	達成状況	備考	所管
小中学生の読書活動の推進	（1）読書のための設備の充実											
	学校図書館資料の充実	学校図書館図書標準の達成校	10校	8校	10校	11校	12校	11校	13校	B		小中学校 学校教育課 図書館
	（2）読書のための環境の充実（児童生徒へのアプローチ）											
	学校図書館の計画的な活用	実施校数	—	新設	9校	9校	11校	11校	13校	B		小中学校
	学校図書館の貸出資料の拡充	年間貸出数	—	新設	279,971冊	292,380冊	278,448冊	333,413冊	200,000冊	A		
	読書時間の確保	実施校数	12校	11校	12校	12校	12校	13校	13校	A		小中学校 教育指導課
	読書目標を達成した児童生徒の表彰	実施校数	13校	13校	13校	13校	13校	13校	13校	A		小中学校
	放課後子ども総合プランへの図書の提供	放課後子ども総合プランへの団体貸出冊数	—	新設	1,848冊	1,698冊	1,568冊	1,612冊	3,000冊	C		生涯学習課 図書館
	ブックトークの実施	実施クラス数	—	新設	96クラス	159クラス	151クラス	362クラス	50クラス	A		小中学校 図書館
	イベントや企画の充実	実施回数	—	新設	255回	229回	261回	172回	65回	A		
	友だち等からの図書紹介活動の実施	実施校数	—	新設	13校	12校	11校	11校	13校	B		
	（3）児童生徒の読書への関心を高めるための人づくり											
	学校司書研修の実施とコミュニケーション機会の提供	実施回数	—	新設	30回	18回	18回	21回	年5回	A		図書館
	学校図書館を活用するための研修	実施回数	年1回	年1回	20回/6校	23回/8校	13回/10校	8回/5校	年1回	A		小中学校 教育指導課
	学校図書館担当者間の連携の強化	実施回数	—	新設	2回	1回	1回	1回	年1回以上	A		小中学校 教育指導課 図書館
	情報モラル・著作権の研修	実施回数	—	新設	19回/12校	28回/13校	26回/12校	16回/11校	年1回以上	A		小中学校 教育指導課
	図書館との連携による学校図書館充実のための研修	実施回数	—	新設	1回	1回	1回	0回	年1回	D	R7.7～中央図書館休館に伴い、開催休止。	小中学校 教育指導課 図書館
	（4）本に親しむためのネットワークの充実											
	学校への団体貸出	団体貸出冊数	4,947冊	4,388冊	5,838冊	6,265冊	5,528冊	6,034冊	5,000冊	A		小中学校 図書館
	学校間相互利用の推進	学校間の借受・貸出冊数	189冊	26冊	186冊	160冊	112冊	89冊	150冊	C		小中学校 図書館
	守谷市デジタルミュージアムの活用	実施校数	—	新設	2校	2校	2校	1校	13校	D		小中学校 教育指導課 図書館

第四次守谷市子ども読書活動推進計画の行動目標実績

具体的な取組		指標	R1	R2	R4	R5	R6	R7	目標値	達成状況	備考	所管
全ての子どもに対する読書活動の推進	（1）全ての子どもに対する読書活動推進の取組											
	全ての子どもへの資料提供の推進	学校での子どもの特性に合わせた資料提供冊数	—	新設	673冊	536冊	663冊	1,178冊	130冊	A		小中学校 図書館
		障がい児通所支援事業所への団体貸出冊数	214冊	410冊	1,350冊	1,256冊	1,199冊	635冊	500冊	A		図書館
	電子書籍の充実	児童書所蔵数	—	新設	431冊	453冊	529冊	677冊	300冊	A		
	読書補助具の配置	リーディングトラッカー配置施設数	—	新設	9施設	13施設	19施設	18施設	20施設	B		小中学校 生涯学習課 のびのび子育て課 図書館
家庭における読書活動の推進	（1）家庭での読書活動及び図書館利用の促進											
	家庭教育講座等での読書活動の促進や図書館利用の周知	家庭教育講座の実施回数	1回	1回	1回	1回	0回	1回	1回	A		生涯学習課 図書館
	読書への関心を高める事業の実施	実施回数	25回	14回	30回	32回	31回	24回	30回	B	R7.7～中央図書館休館に伴い、一部開催休止。	図書館

第２章　第五次計画の基本方針等

１　子どもの読書活動の意義

子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです（「子どもの読書活動の推進に関する法律」第２条）。

急激に変化する時代において、読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠であり、すべての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、社会全体で子どもの読書活動を推進することが求められています。

２　計画策定の趣旨

守谷市では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」及び国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画※15（第五次）」並びに茨城県の「いばらき子ども読書活動推進計画※16」を踏まえ、第四次計画の成果と課題を検証した上で「第五次守谷市子ども読書活動推進計画」を策定します。

※15　「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、平成14年8月に閣議決定された国の計画。これを基本として地方公共団体も「子ども読書活動推進計画」を策定するよう努めることとされている。平成20年3月に第二次基本計画、平成25年5月に第三次基本計画、平成30年4月に第四次基本計画が策定され、令和 5 年 3 月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第五次基本計画）が策定された。

※16　「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を基本とし、茨城県が平成16年3月に策定した計画。平成22年1月には第二次推進計画、平成27年3月には第三次推進計画、令和4年3月に第四次推進計画が策定され、令和8年3月に「いばらき子ども読書活動推進計画」（第五次推進計画）が策定された。

３　基本方針

第五次計画では、以下の４つの基本方針のもとで取組を推進します。

〔１〕発達過程に応じた読書習慣の形成

生涯にわたって読書に親しむ習慣を形成するため、乳幼児期からの切れ目ない支援を充実させます。子ども一人一人の発達や読書経験に応じた幅広い読書活動の機会を提供します。

特に不読率の高い中学生への対応として、探究的な学習活動等と連携した図書館・学校図書館の活用を推進します（国・第五次基本計画）。

〔２〕多様な子どもたちの読書機会の確保

子ども一人ひとりの多様な関心や読書スタイルに応じた本との出会いを創出するとともに、障がいのある子ども、日本語指導を必要とする子ども、経済的な困難を抱える子どもなど、多様な背景を持つ子どもの可能性を引き出すための読書環境を整備します（国・第五次基本計画）。

〔３〕デジタル社会に対応した読書環境の整備

１人１台端末の活用、電子書籍サービスの充実など、ICT 環境の変化に対応した読書環境を整備します。

小中学校では、学校図書館システムやぽけっと図書館の導入によりデジタル環境が整備されました。第五次計画では、これらを最大限に活用し、子どもが図書に継続的にアクセスできるよう、活用促進・定着に重点を置きます（国・第五次基本計画）。

〔４〕子どもの視点に立った読書活動の推進

子どもが主体的に読書活動を行えるよう、子どもの意見聴取の機会を確保し、取組に反映させます（国・第五次基本計画）。

読書への関心を高めるため、中学生による読み聞かせや子ども同士の読み聞かせ、本の紹介活動、図書委員の主体的な活動など、子ども自身が読書の魅力を発信する取組を推進します。

４　計画の対象

計画の対象者は、乳幼児から中学生とします。

「こどもの読書活動の推進に関する法律」第 2 条では、18 歳以下の子どもを対象としていますが、守谷市では中学生までが読書の基礎を築く大切な時期と捉え、重点的に取り組むことができるよう対象者を絞りました。

５　計画の期間

この計画の実施期間は、令和 9 年度から令和 13 年度までの 5 年間とします。

６　基本方針と主な取組

推進方策（対象別）と具体的な取り組み ＼ 基本方針		発達過程に応じた読書習慣の形成	多様な子どもたちの読書機会の確保	デジタル社会に対応した読書環境の整備	子どもの視点に立った読書活動の推進
1　乳幼児の読書活動の推進					
（1）乳幼児の読書活動推進のための取組	① ブックスタート事業の継続実施	★	★		
	② 保育所等・子育て支援施設への読書活動の支援	★	★		
	③ おはなし会・ボランティア活動の促進	★	★		
	④ 育児コンシェルジュによる子どもや保護者への支援	★			
	⑤ 保護者へのおすすめ本情報の提供	★	★		
2　小中学生の読書活動の推進					
（1）学校図書館の機能強化と読書環境のデジタル化	① 読書のための環境の充実	★	★		
	② 学校図書館の計画的な活用	★			
	③ デジタル・ICTを活用した読書環境の整備	★	★	★	
	④ 学校への団体貸出・学校間相互利用	★	★		
（2）主体的な読書の習慣化と教育体制の連携強化	① 読書時間の確保と読書意欲の向上	★			
	② 放課後子ども総合プランへの図書の提供	★	★		
	③ 子ども同士による読書活動・子どもの主体的参画	★			★
	④ 学校司書・教職員の人材育成と連携強化		★	★	
3　多様な子どもたちに対する読書活動の推進					
（1）多様なニーズに応じた「読書資料」の充実	① バリアフリー資料・外国語資料の整備と拡充		★		
	② 電子書籍の充実		★	★	
（2）全ての子どもに読書を届ける「支援」の整備	① 読書バリアフリーの推進と啓発		★	★	
	② アウトリーチによる読書機会の提供		★		
	③ 図書館サービスの拡充と周知		★		
	④ 子どもを対象とした民間団体等との連携			★	★
4　家庭における読書活動の推進					
（1）家庭での読書活動推進のための取組	① 家庭における読書活動の促進	★			
	② 読書への関心を高めるイベントの充実	★	★		★

第３章　子どもの読書活動推進のための方策

１　乳幼児の読書活動の推進

【施策の方向】

乳幼児期の読書活動は、読書習慣を形成する重要な第一歩です。保護者・保育所等・子育て支援施設・図書館が連携し、子どもが本と触れ合い、読書を楽しむ機会を提供します。

乳幼児健診等の機会を通じて絵本を配布・紹介する取組（ブックスタート等）を継続するとともに、家庭教育支援担当等と連携した「家読（うちどく）」等の活動推進により、家庭での読書習慣の形成を図ります。

【具体的な取組】

（１）乳幼児の読書活動推進のための取組

① ブックスタート事業の継続実施	
● 保健センターの３～４か月児健康診査時に絵本を配布し、親子のコミュニケーションを促します。 ● 絵本の配布に加え、読み聞かせの楽しさや絵本の選び方について保護者に伝える機会を設けます。	中央図書館 おやこ保健課
② 保育所等・子育て支援施設への読書活動の支援	
● ブックパック（幼稚園・保育所向け）の継続と、団体貸出による絵本提供を継続します。	保育所等 のびのび子育て課 中央図書館
③ おはなし会・ボランティア活動の促進	
● 図書館、公民館、保育所等でのおはなし会を継続するとともに、多世代がボランティア活動を見学・体験できる機会を充実させ、将来の活動を支える新たなボランティアの参画を促進します。	中央図書館 保育所等 すくすく保育課
④ 育児コンシェルジュによる子どもや保護者への支援	
● 読み聞かせや本の紹介・相談等、育児コンシェルジュによる子どもや保護者への支援事業を継続します。	中央図書館
⑤ 保護者へのおすすめ本情報の提供	
● 年代別ブックリストの作成・配布、おすすめ本情報の周知を継続します。	中央図書館 保育所等

２　小中学生の読書活動の推進

【施策の方向】

学校図書館は、児童生徒にとって身近な読書・学習の場です。学校司書の継続的な配置と専門性の向上を図るとともに、読書センター、学習センター、情報センターとしての３つの機能を一体的に充実させ、児童生徒の豊かな読書活動と学びを支える学校図書館の環境整備を進めます。

ぽけっと図書館の導入により １ 人 １ 台端末と学校図書館の連携環境は整いました。第五次計画では、その活用をさらに促進し、デジタル社会に対応した読書活動を推進します。また、不読率の高い状態が続く中学生への対応として、探究的な学習活動等と学校図書館の連携を強化します。

【具体的な取組】

（１）学校図書館の機能強化と読書環境のデジタル化

① 読書のための環境の充実	
● 学校図書館図書標準に基づく蔵書の計画的整備と適切な除籍を継続します。（第６次学校図書館図書整備等５か年計画※17） ● 児童生徒の主権者教育や情報活用能力の育成に向け、発達段階に応じた学校図書館への新聞配備を推進します。（第６次学校図書館図書整備等５か年計画） ● 中学生が手に取りやすい YA（ヤングアダルト）向けテーマ展示・特集コーナーを定期的に設け、読書への関心を高めます。	小中学校 学校教育課 中央図書館
② 学校図書館の計画的な活用	
● 学校は、学年ごと・クラスごとの学校図書館の利用計画及びローテーションを定め、学校司書と連携しながら積極的に利用するよう努めます。	小中学校

※17 国が 1993 年から５年ごとに策定している計画。公立小中学校などの学校図書館において、図書の標準冊数を満たすことや、新しい本への更新、新聞の配備、学校司書の配置を増やすことを目的としており、計画に基づいた地方財政措置が講じられている。現在は、2022 年度から 2026 年度までの第６次計画が実施されている。

③ デジタル・ICT を活用した読書環境の整備	
● 守谷市デジタルミュージアムの積極的活用、電子図書館のタブレット端末へのリンクを継続します。 ● 学校図書館図書情報のデータベース化及び 1 人 1 台端末との連携は、令和 8 年度までに完了（ぽけっと図書館により対応済み）し、学校図書館での電子書籍利用環境が整備されました。今後は更なる活用促進・定着に努めます。	小中学校 学校教育課 中央図書館
④ 学校への団体貸出・学校間相互利用	
● 図書館から学校へ、朝の読書や授業に必要な図書の団体貸出を積極的に行います。 ● 自校に所蔵がなくても図書館や他の学校から借りることができる学校間相互利用を円滑に実施できるよう努めます。	小中学校 中央図書館

（2）主体的な読書の習慣化と教育体制の連携強化

① 読書時間の確保と読書意欲の向上	
● 朝の読書活動・授業内での定期的な読書時間を確保します。 ● 入学時の学校図書館オリエンテーションを実施し、早期から図書館を身近に感じられる環境をつくります。 ● 読書目標（小学 4 年生以上：年間 50 冊、中学生：30 冊）を達成した児童生徒の表彰を継続するとともに、読書マラソンの景品等を魅力あるものにし、読書意欲のさらなる向上を図ります。 ● 探究的な学習活動等における図書館の活用を促進し、調べる・考える読書活動を充実させます。	小中学校 教育指導課 中央図書館
② 放課後子ども総合プランへの図書の提供	
● 放課後子ども総合プランに通う児童が本に親しめるよう、団体貸出による図書の提供やおはなし会を積極的に行います。	生涯学習課 中央図書館
③ 子ども同士による読書活動・子どもの主体的参画	
● 高学年から低学年への読み聞かせ、おすすめ本紹介カードの作成等を継続します。 ● 図書委員等の子どもが学校図書館の運営に主体的に参画する機会を拡充します。 ● 子どもの意見聴取の機会を確保し、選書・イベント企画等に子どもの視点を反映させます。	小中学校 中央図書館

④ 教職員・学校司書の人材育成と連携強化	
● 学校は、教職員の学校図書館部会において、学校図書館を活用するための研修を行います。 ● 年度の初めに図書館と連携した学校図書館運営・授業づくりについての研修を実施し、学校図書館の充実を図ります。 ● 学校図書館部会、司書教諭、学校司書、図書館との合同研修・交流会を継続します。 ● 読書バリアフリー法や、ICT 環境の変化を踏まえた情報モラル・著作権等、時代の変化に合わせた研修を行います。 ● 学校司書の勤務体制の維持と、選書・ブックトーク等の研修を継続します。	中央図書館 小中学校 教育指導課

３　多様な子どもたちに対する読書活動の推進

【施策の方向】

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）の趣旨を踏まえ、すべての子どもが豊かな読書活動を体験できるよう、図書館サービスの充実に努めます。

障がいのある子ども、日本語指導を必要とする子ども等、多様な背景を持つ子どもの可能性を引き出すための読書環境を整備します。電子書籍や点字資料等の整備提供をはじめ、誰もが利用しやすい環境づくりや、多言語・やさしい日本語による利用案内の充実に努めます。

【具体的な取組】

（１）多様なニーズに応じた「読書資料」の充実

① バリアフリー資料・外国語資料の整備と拡充	
● 学校と協力し、子どもの特性に合わせた資料（布絵本、点字資料、わいわい文庫※18等）の提供を継続します。 ● こどもの特性に合わせた資料や、外国語資料を計画的に整備するとともに、「りんごの棚※19」や外国語資料の展示を推進し、適切な資料にアクセスしやすい環境を整えます。	小中学校 中央図書館
② 電子書籍の充実	
● 誰もが利用しやすい電子書籍の整備・提供を推進します。	中央図書館

※18 障がいのある子どもたちへの読書支援のための「マルチメディア DAISY 図書」の愛称。DAISY（デイジー）は「Digital Accessible Information System」の略で、「アクセシブルな情報システム」と訳されるデジタル録音図書の国際標準規格。音声のみの音声 DAISY と、音声を聞きながらテキストや画像を同時に見ることができるマルチメディア DAISY がある。

※19 障がいや言語の壁などにより普通の本を読むのが難しい子どもたちに向けた、バリアフリー絵本や資料を集めた図書館の本棚。1993 年にスウェーデンの図書館で始まった。

（２）全ての子どもに読書を届ける「支援」の整備

① 読書バリアフリーの推進と啓発	
● 読書補助具の配置や周知を通じて、読書に困難を感じている子どもへのサポートを継続します。 ● 電子書籍のアクセシビリティ機能の周知や、手話によるおはなし会の実施などを通じ、自立して読書を楽しめるようなきっかけを提供します。	中央図書館
② アウトリーチによる読書機会の提供	
● 障がい児通所支援事業所等への団体貸出やおはなし会を継続し、図書館への来館が困難な子どもたちへ資料に触れる機会を提供します。	中央図書館
③ 図書館サービスの拡充と周知	
● 個別に配慮が必要な子どもやその保護者に対し、施設訪問等を通じて図書館で利用できるサービスの周知に努めます。 ● 多言語・やさしい日本語による図書館利用案内を整備し、日本語指導が必要な子どもや外国にルーツを持つ子どもへのサービスを充実させます。	中央図書館
④ 子どもを対象とした民間団体等との連携	
● 子どもの居場所づくりや読書機会の創出に取り組む民間団体等との連携を図り、子どもが身近に本と出会える環境づくりを推進します。	中央図書館

４　家庭における読書活動の推進

【施策の方向】

家庭における読書は、本を通じて家族が関わり合う時間を持ち、絆を深める重要な機会です。子どもや保護者に向けた取組を通じて、家庭における読書活動の推進に努めます。

家庭教育支援の一環として「家読（うちどく）」等を位置づけ、家庭での読書習慣の定着を推進します。

【具体的な取組】

（１）家庭での読書活動推進のための取組

① 家庭における読書活動の促進	
● 保護者が読書の大切さを学べる講座を継続します。 ● 「家読（うちどく）」の普及促進のため、家庭教育支援担当等と連携した取組を実施します。	生涯学習課 のびのび子育て課 中央図書館
② 読書への関心を高めるイベントの充実	
● 家族で図書館へ来館し、本に興味を持つきっかけとなるイベントや企画の実施を継続します。 ● 学校の長期休業期間を活用し、外国語や小学生向けのおはなし会等、年齢や興味を考慮したイベントの実施を継続します。	中央図書館

第４章　方策の効果的な推進に必要な事項

１　推進体制

【施策の方向】

子どもの読書活動の一層の推進を図るために、家庭、地域、学校が緊密に連携し、提案・協議のできる総合的な推進体制を継続します。

【具体的な取組】

（１）守谷市子ども読書活動推進会議の設置

本計画を効果的に推進するため、市、学校、保育所等、民間団体の代表者等で構成する守谷市子ども読書活動推進会議を設置します。

（２）「第五次計画」の実施状況調査と見直し

守谷市子ども読書活動推進会議は、本計画の実施状況を検証し、必要に応じて本計画の見直しを含め、提案します。

２　第五次計画における行動目標

【施策の方向】

本計画の行動目標は、次ページ以降に示します。

なお、守谷市は本計画に掲げられた各種施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

第五次守谷市子ども読書活動推進計画における行動目標

具体的な取組		指標	R7	目標値	備考	所管
乳幼児の読書活動の推進	（１）乳幼児の読書活動推進のための取組					
	ブックスタート事業の継続実施	ブックスタート事業の参加率	99.2%	100%	3～4か月児健康診査の参加人数を母数とする	中央図書館 おやこ保健課
		読み聞かせ・選書に関する情報提供の実施率	新設	100%		
	保育所等・子育て支援施設への読書活動の支援	団体貸出利用施設率	46%	60%		保育所等 のびのび子育て課 中央図書館
		貸出冊数	1,481冊	2,000冊		
	おはなし会・ボランティア活動の促進	おはなし会の実施回数	256回	250回		中央図書館 保育所等 すくすく保育課
		ボランティア育成・養成・支援事業の実施回数	年1回	年3回		
	育児コンシェルジュによる子どもや保護者への支援	読み聞かせなどの件数	306件	1,000件		中央図書館
	保護者へのおすすめ本情報の提供	保護者向け読書情報の配信・周知回数	新設	月1回		中央図書館 保育所等

第五次守谷市子ども読書活動推進計画における行動目標

具体的な取組		指標	R7	目標値	備考	所管
小中学生の読書活動の推進	（１）学校図書館の機能強化と読書環境のデジタル化					
	読書のための環境の充実	学校図書館図書標準の達成校	11校	13校		小中学校 学校教育課 中央図書館
		YA向け展示・特集の実施回数	新設	年2回		
	学校図書館の計画的な活用	学校図書館の計画的な活用の実施校数	11校	13校		小中学校
	デジタル・ICTを活用した読書環境の整備	守谷市デジタルミュージアムの活用校数	1校	13校		小中学校 学校教育課 中央図書館
		電子図書館の閲覧冊数	新設	60,000冊		
	学校への団体貸出・学校間相互利用	学校への団体貸出冊数	6,034冊	7,000冊		小中学校 中央図書館

第五次守谷市子ども読書活動推進計画における行動目標

具体的な取組		指標	R7	目標値	備考	所管
小中学生の読書活動の推進	（２）主体的な読書の習慣化と教育体制の連携強化					
	読書時間の確保と読書意欲の向上	読書時間の設定校数	13校	13校		小中学校 教育指導課 中央図書館
		学校図書館オリエンテーションの実施校数	新設	13校		
		読書目標を達成した児童生徒の表彰の実施校数	13校	13校		
		学校図書館・図書館を活用した探究・調べ学習の実施校数	新設	13校		
	放課後子ども総合プランへの図書の提供	放課後子ども総合プランへの団体貸出冊数	1,612冊	1,700冊		生涯学習課 中央図書館
	子ども同士による読書活動・子どもの主体的参画	友だち等からの図書紹介活動の実施校数	11校	13校		小中学校 中央図書館
		図書委員等による主体的な活動の実施校数	新設	13校		
		子どもの視点を反映した企画等の実施回数	新設	年1回		
	教職員・学校司書の人材育成と連携強化	教員向け学校図書館活用・環境整備研修の実施校数	8回/5校	13回/13校	1校につき1回	中央図書館 小中学校 教育指導課
		学校図書館担当者間の連携強化事業の実施回数	年1回	年1回		
		読書バリアフリー、ICT等に関する専門研修の実施回数	新設	年2回		
		学校司書向け専門研修の実施回数	年21回	年20回	Web研修を含む	

第五次守谷市子ども読書活動推進計画における行動目標

具体的な取組		指標	R7	目標値	備考	所管
多様な子どもたちに対する読書活動の推進	（１）多様なニーズに応じた「読書資料」の充実					
	バリアフリー資料・外国語資料の整備と拡充	学校での子どもの特性に合わせた資料提供冊数	1,178冊	1,000冊	R4～R7の平均:762.5冊	小中学校 中央図書館
		バリアフリー資料・外国語資料の展示・紹介の実施回数	新設	年2回		
	電子書籍の充実	児童向け電子書籍の所蔵数	677冊	800冊		中央図書館
	（２）全ての子どもに読書を届ける「支援」の整備					
	読書バリアフリーの推進と啓発	読書補助具の配置施設率	新設	80%	中央図書館、子育て支援施設、児童クラブ、障害児通所支援事業所対象	中央図書館
		読書バリアフリーに対応した機器・機能の周知回数	新設	年2回		
	アウトリーチによる読書機会の保障	障がい児通所支援事業所への貸出冊数	635冊	1,200冊	R1～R7の平均:844冊	中央図書館
	図書館サービスの拡充と周知	アウトリーチサービスの周知を目的とした施設訪問回数	新設	年2回		中央図書館
		多言語・やさしい日本語による図書館利用案内の整備・更新	新設	6種類	やさしい日本語:1種類 多言語:5種類	
	子どもを対象とした民間団体等との連携	民間団体等との連携事業の実施回数	新設	年1回		中央図書館
家庭における読書活動の推進	（１）家庭での読書活動推進のための取組					
	家庭における読書活動の促進	講座等の実施回数	年1回	年1回		生涯学習課 のびのび子育て課 中央図書館
		家読啓発活動の実施回数	新設	年1回		
	読書への関心を高めるイベントの充実	実施回数	年24回	年30回		中央図書館